

環境省同時発表

平成18年12月11日
経済産業省

残留性有機汚染物質（POPs）検討委員会第2回会合の結果 及び情報提供のお願いについて

11月6日から11月10日まで、ジュネーブにおいて、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約第2回POPs検討委員会が開催され、我が国から、北野大 明治大学教授が出席しました。会合では、昨年、条約の対象物質への追加が提案された5物質について、次回会合までに危険の管理に関する評価案を作成するとともに、新たに提案された5物質について、対象物質への追加に値する健康・環境影響があるかどうかを検討するための文書（リスクプロファイル）案を作成することが決定されました。今後、危険性の管理に関する評価及びリスクプロファイル案の作成のために各締約国に情報提供が要請されています。

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」第8条に基づき、条約対象物質への追加について検討するためのPOPs検討委員会が設置され、その第2回会合が、11月6日～10日、ジュネーブ（スイス）で開催されました。委員会は、我が国の北野大 明治大学教授を含む31名の専門家より構成されています。

会合では、昨年提案された5つの物質について、リスクプロファイルに基づき、条約対象物質への追加に値する人の健康・環境への影響があるかを評価し、次回会合までに危険性の管理に関する評価を作成することとされました。また、新たに提案された5物質につき、条約対象物質への追加に値する人の健康・環境への影響があるかについて検討することとされました。

危険性の管理に関する評価の作成のために各締約国に情報提供が要請されており、我が国としても積極的に貢献していくこととしております。条約事務局からの具体的な情報提供内容については別添1のとおりですので、当該情報を有する関係者におかれましては、別添2により必要な情報提供を経済産業省あるいは環境省までお願いします。

<参考>

(1) 「危険性の管理に関する評価」を作成する物質^(注1)

物質名	主な用途	提案国
クロルデコン	農薬	欧州連合
リンデン(- H C H)	農薬	メキシコ
ペンタブロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤	ノルウェー
ヘキサブロモビフェニル	プラスチック難燃剤	欧州連合
パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	撥水撥油剤、界面活性剤	スウェーデン

注1：これら5物質については、第3回会合(平成19年)で、社会経済的な情報を考慮し、締約国会議への勧告について検討し、締約国会議(平成20年以降)において条約対象物質への追加について検討・決定します。

(2) 「リスクプロファイル」を作成する物質^(注2)

物質名	主な用途	提案国
短鎖塩素化パラフィン	難燃剤	欧州連合
ペンタクロロベンゼン	農薬、非意図的生成物	欧州連合
オクタブロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤	欧州連合
- H C H 及び - H C H	リンデンの副生物	メキシコ

注2：これらのうち、 - 及び - H C H を除く3物質については、第3回会合(平成19年)で健康・環境への影響の有無について検討し、その結果に基づき第4回会合(平成20年)以降に社会経済的な情報を考慮し、締約国会議への勧告について検討、締約国会議(平成21年以降)において条約対象物質への追加について検討・決定します。また、 - 及び - H C H については、リンデンと合わせて検討される見込みです。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課

担当者：辻本、福島、加藤

電話：03-3501-1511(内線 3691~5)

03-3501-0080(直通)

(別添1) 条約事務局より提供を要請されている情報

1. 「危険性の管理の評価」を行う5物質共通の事項(条約付属書F: 社会経済上の検討に関する情報)

(a) 危険を減少させるとの目標を達成するに当たっての可能な規制措置の有効性及び効率性

(i) 技術的実行可能性

(ii) 費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

(b) 代替となるもの(製品及び工程)

(i) 技術的実行可能性

(ii) 費用(環境及び健康に係る費用を含む。)

(iii) 有効性

(iv) 危険性

(v) 利用可能性

(vi) 利用が容易な程度

(c) 可能な規制措置の実施が社会に与える肯定的又は否定的な影響

(i) 健康(公衆衛生、環境保健及び職場における衛生を含む。)

(ii) 農業(水産物の養殖及び林業を含む。)

(iii) 生物相(生物の多様性)

(iv) 経済的側面

(v) 持続可能な開発に向けた動き

(vi) 社会的損失

(d) 廃棄物及び処分に関連し得る事項(特に、使用されない駆除剤の在庫及び汚染された場所の浄化)

(i) 技術的実行可能性

(ii) 費用

(e) 情報の利用及び公衆のための教育

(f) 規制及び監視の能力の状況

(g) 国内において又は地域的にとられた規制措置(代替となるものに関する情報及び他の関連する危険の管理に係る情報を含む。)

2. 物質個別の追加項目

(1) PFOS 及びその関連物質(注)

- ・ 特定の排出源からの PFOS と PFOS 前駆体の放出
- ・ PFOS 前駆体の製造と使用
- ・ PFOS 前駆体の毒性と毒物動態

- ・高分子からの PFOS の放出
- ・環境条件における PFOS 前駆体の PFOS への分解と変化
- ・PFOS 前駆体の体内分布と蓄積
- ・PFOS 前駆体の解離常数を含む水への溶解性
(注：PFOS 関連物質 / 前駆体とは、化学構造中にペルフルオロオクチルスルホニル基を含む化学物質です。また、これらの情報に基づき PFOS 及び PFOS 関連物質に関する評価が行われます。)

(2) クロルデコン

- ・排出源から離れた、遠隔地でのモニタリング情報
- ・長距離移動性を示すモデルの結果

(3) ヘキサブロモビフェニル

- ・水生生物への毒性
- ・食物連鎖に関する実験室又はフィールド研究
- ・ほ乳類への毒性
- ・生体への重大な負荷
- ・毒物動態

(4) リンデン

- ・現在のリンデンの製造の有無と数量
- ・意図しない異性体の削減プロセスの適用の有無
- ・ -及び -ヘキサクロロシクロヘキサンの他の化学物質への原料としての利用の有無
- ・リンデンの製造に伴う -及び -ヘキサクロロシクロヘキサンの副生
- ・ -及び -ヘキサクロロシクロヘキサンの廃棄物の管理
- ・ -及び -ヘキサクロロシクロヘキサンの在庫及び生産廃棄物からの環境放出

(5) 商業的ペンタブロモジフェニルエーテル

- ・商業的ペンタブロモジフェニルエーテル及びその成分の生産、使用、環境排出に関する定量的、定性的情報

(別添2) 情報提供の方法

以下の窓口まで、情報提供者の連絡先（事業者名、担当者名、電話、FAX、電子メールアドレス）、情報提供物質名を明記の上、平成19年1月26日（金）中に、電子メール、又はFAXで提出してください。

なお、提供情報で、秘密に該当する情報がある場合は、条約事務局に提供できない場合がありますので、その旨をご承知ください。

(連絡、お問い合わせ先)

経済産業省製造産業局化学物質管理課

担当者：福島、加藤

電 話 : 03-3501-1511 (内線 3691 ~ 5) 03-3501-0080 (直通)

F A X : 03-3580-6347

E-mail : gghbbf@meti.go.jp

環境省環境省環境保健部環境安全課 担当者 : 神谷、須賀

電 話 : 03-3581-3351 (内線 6358) 03-5521-8260 (直通)

F A X : 03-3580-3596

E-mail : ehs@env.go.jp